

# 環境白書

平成 15 年 版



青 森 県

— 表紙の写真 —

「紅葉の奥入瀬溪流」

# 環境白書

平成 15 年 版

青 森 県



# 平成15年版「環境白書」の 刊行にあたって



私たちのふるさと青森県は、三方を海に囲まれ、地球上で最大規模のブナ天然林を有する世界自然遺産白神山地をはじめ、緑豊かな八甲田山、澄んだ水をたたえる十和田湖などの美しい自然が溢れています。先人から受け継いできた、恵み豊かな美しい自然環境を次世代へ誇れる財産として守り、県民が安心と幸せを実感でき、飛躍と美しい環境が調和した環境づくりを進めていくことは、私たちの大切な使命です。

しかし、今日の環境問題は、生活排水による河川の汚濁や廃棄物の大量排出などの都市・生活型公害の問題に加えて、ダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質の問題、さらには、地球温暖化やオゾン層破壊などをはじめとする地球規模の環境問題まで、複雑で深刻な問題を多く抱えています。

これらの問題を解決するには、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済のあり方やライフスタイルを見直し、私たち一人ひとりが、日常生活において環境に対する配慮を心がけ、持続的発展が可能な「循環型社会」を構築していくことが必要です。

このため、本県では、平成8年12月に、環境施策の基本的な考え方を示した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、この条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年5月に「青森県環境計画」を、平成11年11月には、この計画に掲げる重点施策と県が早急に取組を強化すべき施策の計18施策を具体的に展開するため、「青森県環境保全施策実行計画」を策定し、計画の着実な実践を図ってきたところです。さらに、昨年12月には、北東北三県合同での広域的な産業廃棄物対策を進めるため、「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定し、来年1月に施行することとしています。

また、本県と岩手県との県境における産業廃棄物不法投棄問題については、現場周辺地域の方々の安全・安心の確保を第一に考え、問題の解決に向けて取り組んで参ります。

この環境白書は、平成14年度の本県の環境の状況と環境施策の概要を中心に取りまとめたものです。

本書が、県民の皆様にも広く活用され、環境問題についての一人ひとりの関心を高め、「循環型社会」の形成に向けた具体的な取組みへの契機となることを期待いたします。

平成15年11月

青森県知事 三 村 申 吾

# 環境方針

## 基本理念

自然は、生命をはぐくむ母体であり、私たちにさまざまな恵みを与えてきました。青森県の豊かな自然は、県民にとってかけがえのない重要な、また、有限な資源です。今後とも、県土の利用に当たっては、地域の自然環境の特性に十分配慮し、青森県の豊かで美しい自然とそのもたらす恩恵を21世紀の子どもたちに伝えていきます。

また、公害の防止、省エネルギー、リサイクルや廃棄物の適正処理を進めることにより環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の創造をめざします。

さらに、豊かな緑、清らかな水辺、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった環境は、人間性豊かな生活を保証し、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものです。また、雪国である青森県にとっては、雪を克服し、これを楽しみ、利用していくことが、快適な雪国の暮らしを確保するためには重要です。

以上のように、県は、自然環境の保全や公害の防止、廃棄物の適正処理を図るとともに、歴史的・文化的環境を生かし、より質の高い快適な環境を創造していきます。

この理念の実現に向けた取組を一層進め、県自らの事務・事業から生じる環境への負荷の軽減を図るため、環境マネジメントシステム（ISO14001）を導入し、職員一人ひとりが環境保全の自覚を持って着実に取り組んでいきます。

## 基本方針

県は、基本理念をもとに、自らが地域における大規模な事業者であることを認識し、次に掲げる取組を推進します。

1. 「青森県環境計画」及び「青森県環境保全施策実行計画」に掲げる施策を積極的に推進します。
2. 県が行う事務・事業が環境に与える影響を総合的に把握し、環境への負荷の低減に努めます。  
特に、次の項目については、重点的に推進します。
  - (1) オフィス活動によって生じる環境負荷の低減
  - (2) 公共事業の執行に伴って生じる環境負荷の低減
3. 環境に関連する法令その他の合意事項を遵守し、環境汚染の予防に努めるとともに、職員の環境に対する意識の向上を図ります。

以上の取組について、環境影響の大きなものについては環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的に改善を進めます。

この環境方針を全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成15年8月4日

環境管理統括者

青森県知事 三村申吾

## 北東北環境宣言

私たちのふるさと・北東北は、十和田・八幡平や陸中海岸国立公園、世界遺産である白神山地などの雄大で緑豊かな自然はもとより、田園風景や森林、清流など多様な自然に恵まれています。北東北の豊かな水、土、そして光の中で、自然の恵みを受けた農林水産業などの産業活動や人々の暮らしがしっかりと大地に根づき、営々と培われてきました。

また、三内丸山遺跡などの縄文文化や、奥州藤原氏の平泉文化など、多彩で創造力あふれた文化が繰り広げられ、その風土は、今なお脈々と受け継がれています。

このような北東北の自然とそれに抱かれた私たちの暮らし、文化、風土を今一度見つめ直し、これを守り育み、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

また、ものの豊かさや便利さに囲まれた私たちの生活を省み、自然と共に生きてきた先人たちの知恵や工夫を改めて思い起こし、今こそ一人ひとりが暮らしや産業と、環境との関わりを見つめなおし、行動しなければなりません。

私たちは、北東北が「環境」の世紀である21世紀にふさわしい地域となるよう、地域を越え、国境を越えて世界の人々と共に、新しい時代の価値観や地球的な視点を大切にしながら、世界への貢献を目指して、力を合わせて次の取組みを進めます。

- ・ 恵み豊かな自然環境や誇るべき文化・生活環境を守り育みます。
- ・ 環境保全等に重要な役割を果たしている中山間地域の維持を図ります。
- ・ ゼロエミッション型社会をつくりあげていく取組みを進めます。
- ・ 「環境の時代」にふさわしい産業の確立に向けた取組みを進めます。
- ・ 地球環境問題やいわゆる環境ホルモン問題に適切に対応します。
- ・ 自然とのふれあいなどを通じて環境教育を充実します。
- ・ 多様な主体の参加のもとに、豊かな環境づくりを進めていきます。
- ・ 三県が、今後も連携・協力して、全国、世界に先駆けた取組みを進めていくための仕組みづくりを進めます。

1998年10月22日 第2回北東北知事サミットにおいて